

オプション検査について

健保組合負担で健康診断に追加できるオプション検査は、下記の通りです。

＜定期健診＞ 34 歳以下社員

- | | |
|-------------|---------------------------|
| ■ 大腸がん検査 | 便潜血検査 二日法 |
| ■ 乳がん触診検査 | エコーまたはマンモとセットで実施（触診のみは不可） |
| ■ 乳房エコー/マンモ | 両方希望する場合は、乳房エコー代は自己負担 |
| ■ 子宮頸がん細胞診 | 医師採取のみ |
| ■ 子宮・卵巣エコー | |

＜生活習慣病健診＞ 35 歳以上社員

- | | |
|-------------------|---|
| ■ 胃 X 線検査を胃カメラへ変更 | ※変更差額も健保組合が負担 |
| ■ 胃カメラの事前検査 | 感染症検査。 ※誘眠剤は受検者負担 |
| ■ 胃の病理組織検査 | 医師の判断により、健診時の胃カメラに追加可 |
| ■ ピロリ菌検査 ※1 | （35 歳のみ）ピロリ菌抗体（血液）検査 |
| ■ 眼底検査 | （40 歳以上） ※医師が必要と認めた場合のみ実施可 |
| ■ 肝炎検査 ※2 | （45 歳のみ） B 型／C 型肝炎ウイルス（血液）検査 |
| ■ 乳がん触診検査 | エコーまたはマンモとセットで実施（触診のみは不可） |
| ■ 乳房エコー | 40 歳以上は、乳房エコーとマンモの両方を全額健保組合が負担 |
| ■ マンモグラフィー | 39 歳以下が両方希望する場合は、乳房エコー代は自己負担 |
| ■ 子宮頸がん細胞診 | 医師採取のみ |
| ■ 子宮・卵巣エコー | |
| ■ 前立腺 PSA 検査 | 50 歳以上男性の生活習慣病健診には健診機関で一律追加
49 歳以下が希望する場合は自己負担 |

＜任意継続者健診＞ 35 歳以上任意継続者 本人

- | | |
|-------------------|------------------------------|
| ■ 胃 X 線検査を胃カメラへ変更 | ※変更差額も健保組合が負担 |
| ■ 胃カメラの事前検査 | 感染症検査。 ※誘眠剤は受診者負担 |
| ■ 胃の病理組織検査 | 医師の判断により、健診時の胃カメラに追加可 |
| ■ ピロリ菌検査 ※1 | （35 歳のみ）ピロリ菌抗体（血液）検査 |
| ■ 眼底検査 | （40 歳以上） ※医師が必要と認めた場合のみ実施 |
| ■ 肝炎検査 ※2 | （45 歳のみ） B 型／C 型肝炎ウイルス（血液）検査 |
| ■ 乳がん触診検査 | エコーまたはマンモとセットで実施。（触診のみは不可） |

■ 乳房エコー	40 歳以上は、乳房エコーとマンモの両方を全額健保組合が負担
マンモグラフィー	39 歳以下が両方希望する場合は、乳房エコー代は自己負担
■ 子宮頸がん細胞診	医師採取のみ
■ 子宮・卵巣エコー	
■ 前立腺 PSA 検査	50 歳以上男性の生活習慣病健診には健診機関で一律追加 49 歳以下が希望する場合は自己負担

＜配偶者健診＞ 35 歳以上被扶養配偶者

■ 胃 X 線検査を胃カメラへ変更	※変更差額も健保組合が負担
■ 胃カメラの事前検査	感染症検査。 ※誘眠剤は受診者負担
■ 胃の病理組織検査	医師の判断により、健診時の胃カメラに追加可
■ ピロリ菌検査 ※1	(35 歳のみ) ピロリ菌抗体(血液)検査
■ 眼底検査	(40 歳以上) ※医師が必要と認めた場合のみ実施
■ 肝炎検査 ※2	(45 歳のみ) B 型／C 型肝炎ウイルス(血液)検査
■ 乳がん触診検査	エコーまたはマンモとセットで実施。(触診のみは不可)
■ 乳房エコー	40 歳以上は、乳房エコーとマンモの両方を全額健保組合が負担
マンモグラフィー	39 歳以下が両方希望する場合は、乳房エコー代は自己負担
■ 子宮頸がん細胞診	医師採取のみ
■ 子宮・卵巣エコー	
■ 前立腺 PSA 検査	50 歳以上男性の生活習慣病健診には健診機関で一律追加 49 歳以下が希望する場合は自己負担

＜注記＞

- ※1 ピロリ菌検査は、過去に受けたかどうかは関係なく、3 月 31 日時点の年齢が35歳の方は全員追加出来ます。 それ以外の年齢の方が希望する場合は、自己負担になります。
- ※2 肝炎検査は、過去に受けたかどうかは関係なく、3 月 31 日時点の年齢が45歳の方は全員追加出来ます。 それ以外の年齢の方が希望する場合は、自己負担になります。
- ※3 健保組合の契約健診機関でも、上記の項目全ては実施できない施設があります。

＜オプション検査だけを契約外健診機関で受ける場合＞

- ※ 主体となる健康診断を健保の契約健診機関で受けて、上記のオプション検査だけを契約外のところで受ける場合、主健診代とオプション検査代の合計が 31,500 円（健保組合の負担限度額）を超えた金額は、自己負担になります。

- ※ 主健診代に合算されるオプション検査代は、ご自身が窓口で支払った3割の金額ではなく、健康保険が負担する7割の金額になります。
- ※ 主健康診断代と保険で支払った7割のオプション検査代の合計が、健保負担限度額の 31,500 円を超えている場合は、健保組合から超過額を請求させていただくことがあります。

《人間ドックに追加する場合》

- ※ 契約内・契約外健診機関に関わらず、また 検査項目に関わらず、人間ドックに対する健保組合の負担額は 31,500 円までです。オプション検査を追加した総額が 31,500 円を超えた金額は、自己負担となります。ただし社員の場合は健保負担上限額の 31,500 円に加えて、会社が負担する定期健診の金額まで自己負担なく受けられます。（定期健診の金額は健診機関によって異なります）
- ※ 人間ドックで胃の病理組織検査（生検）を受ける場合は、契約内・契約外健診機関に関わらず、保険診療で実施して 3 割を自己負担してください。健保組合へ請求はできません。

《請求方法》

健保組合の契約外健診機関でオプション検査を受ける場合は、いったん費用を立替えて、下記の書類をセットにして健保組合へ提出してください。（請求申請の期限は、毎年翌年度の 4 月 20 日です）

1. オプション検査費用請求書
2. 領収書（原本）